

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	王 涵
論文題目	実行機能の考察からの責任能力の判断		
(論文内容の要旨)			
本論文は、責任能力判断が科学と法という2つの複雑な交錯領域にあるとの認識から、神経科学の進展の成果を取り込んだ神経法学という新たな視座を導入し、責任能力の判断枠組みを再構築しようと試みるものである。 第1章：神経科学と刑事責任では、まず冒頭で神経法学の議論が概観されたうえ、第2節では、神経科学の発展過程が、磁気共鳴画像法、脳波測定、コネクトーム解析といった主要な技術の概観とあわせて述べられたうえ、人間の行動理解における神経科学的視点の導入可能性につき検討がなされ、第3節では、自由意思の問題と神経科学的知見との関係が整理され、第4節では、神経科学的証拠が責任能力判断に及ぼす影響について分析がなされ、第5節では、刑事司法における神経科学の応用可能性につき多角的な検討がなされ、第6節では、法学と神経科学の学際的協働の可能性等につき考察がなされる。そして、結論としては、神経科学は責任判断を「置換」するのではなく、限定的・補助的に用いられるべきであり、そのために責任能力判断の枠組み自体を精緻化する必要があることが論じられる。 第2章：伝統的制御能力に関する考察では、比較法的対象としてアメリカ法が取り上げられ、とくに制御能力をめぐる議論の展開が整理され、近時わが国でも注目されている理性能力中心主義につき、批判的検討がなされる。制御能力は評価困難との見方に対しては、この一因は「能力を支える心理過程の不特定」に由来する面が大きいとの指摘がなされる。 第3章：実行機能 (E F) 理論と刑事責任能力では、本論文の理論的基盤として、実行機理論が提示される。実行機能とは、目標達成のために認知・感情・行動を統合的に制御する高次機能の総称であり、作業記憶、抑制、認知的柔軟性など複数の下位機能から構成されるものである。 ここでは、とくにH i r s t e i nらの著書『R e s p o n s i b l e B r a i n s』における議論が参照され、責任能力がある前提として最低限必要な実行機能のセットである「最低動作集合」という枠組みが設定される。責任能力の実質は実行機能の健全性、すなわち、衝動の抑制、行為の計画、理由の衡量等の実行過程を通じた自己の行為の統御可能性を包含すべきであり、実行機能を通じて自制し、熟慮のうえ行動しうるものが責任能力の本質である。そして、道徳的・法的な責任帰属を、測定可能な脳内機構と能力に関連づけるべく、①能力基準 (個体が最低作動集合たる実行機能群を備えていること)、②因果基準 (個体が結果を惹起した行為を実行したか、または一定の結果			

を防止すべき義務があり、かつ防止可能であったにもかかわらず不作為により当該結果を招致したこと）、③実行関与基準（個体の実行過程が、特定の作為ないし不作為及びその結果へと至る因果連鎖の中で相応の役割を果たしていること）の3つの基準が必要条件として挙げられる。

さらに本章では、こうした実行機能理論に対する批判的見解との応答を踏まえ、実行機能理論は、可責性の中核を道徳的定性から能力閾値の動的評価へ移し、法廷に操作可能で検証可能な認知的基盤を提示することで、責任能力判断を説明可能で検証可能なものにしていくものだとの結論が導かれる。また、実行機能理論の貢献は、能力の可変性、動態性への注意を促す点にあり、能力判断に「時間」という次元を導入し、これを歴時的に捉える視座を獲得することにつながる。

第4章：責任能力判断の再構成（日本刑法を背景として）では、実行機能理論を取り入れた新たな責任能力の判断モデルが提案される。まず、従来の犯行時点に焦点を絞った判断では、成育歴・環境要因を含む実行機能の長期的形成過程（歴時性）、及び、犯行当時の主体性・介入性（同時性）が十分に捉えきれない恐れがあり、これを補完するためには、「能力－因果－実行関与」の3要素からなる枠組みを再構成すべきである。このことにより、能力水準、能力欠損と犯行との関連性、犯行当時の主体的関与の程度が、相互に区別されながらも総合的に提示され、責任能力判断の透明性と一貫性の向上が期待される。

さらに、本論文では、この3要素構造を実務的に運用するための3ステップが提示される。第1ステップでは、神経画像等を活用した初期スクリーニングにより、重大な器質的異常が明白な少数例を早期に同定し、責任能力が極めて低くまたは欠如しているものと典型的にみなし、通常 of 応報的制裁を回避し、必要に応じて治療・リハビリ中心の処遇へと移行させていくことが相当だとされる。続く第2ステップでは、実行機能の健全性が精査され、最小作動集合が満たされているかが、行動指標・臨床所見を総合して判断されるが、最小作動集合未充足の場合であって、それが生育上の不利や発達要因に起因する可能性が高いときは、機能回復と社会適応の改善を目指した処遇プログラムへ振り替えることが望ましいとされる。第3ステップでは、犯行前・中・後の行為の過程と意図を分析し、実行機能がどのように当該犯行に作用したか（当時の介入性）が具体的事実 に即して分析される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、神経科学の進展の成果を取り込んだ神経法学という新たな視座を導入し、責任能力の判断枠組みを再構築しようと試みる意欲作であり、刑事責任能力論にブレークスルーをもたらしうる画期的業績である。

本論文は、アメリカ法との比較法的検討においても手堅さを示し、理性能力中心主義に関する批判的検討においても優れた成果をあげているが、本論文の真骨頂は、3章以降において、実行機能に着目し、責任能力判断に科学的基盤を与えることに成功しているほか、その形成過程等に着目した処遇論をも視野に入れた包括的な提言を説得的に示している点にある。

その内容は具体的には以下の通りである。第1に、実行機能の健全性、即ち、実行機能を通じて自制し、熟慮のうえ行動しうることが責任能力の本質であるとの理解から、法的な責任帰属を科学的に測定可能な脳内機構の働きと関連づけることで、責任能力判断を説明可能で検証可能なものに変革することに成功していることである。第2に、成育歴・環境要因を含む実行機能の長期的形成過程(歴時性)、及び、犯行当時の主体性・介入性(同時性)を適切に評価すべく、責任能力判断に時間軸を導入し、「能力—因果—実行関与」の3要素からなる枠組みを提言し、具体的な解決策を示したことである。第3に、責任能力判断を3ステップから成る判断過程に再構成すべきことを提言し、神経画像等を活用した初期スクリーニングにより、重大な器質的異常が明白な少数例を早期にダイバージョンにつなげること等、注目すべき具体的提言を行っていることである。

本論文の以上のような具体的提言は、伝統的な他行為可能性論を基礎とした責任能力論からも、その判断に科学的基盤を与えるものとして広く支持されうるほか、具体的判断過程における第3ステップで考慮されている判断要素は判例実務との親和性も高く、実務に科学的基盤を与える意義も認められうるが、本論文は、これにとどまらず、新たに神経法学という新領域を開拓し、責任能力論に新たな地平を切り拓いた点で、大きな意義が認められる。

もともと、本論文には、責任能力判断に時間軸を導入する提言につき、行為と責任の同時存在原則に対する目配りが行き届いていない等、理論的に粗削りな点が含まれているが、これは、神経法学という新たな構想を打ち出し、そのもとに責任能力論を展開するという、本論文の創造的先進性の持つ価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和8年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。